

ご寄付のお礼

須佐 祐三様

金 200,000円

株式会社ニチイ学館様

車いす5台

町の福祉に役立ててほしいとご寄付をいただきました。
善意ありがとうございます。

車いすの貸し出しについて

ご寄付いただいた、車いすの貸し出しを行います。
貸出対象者は御代田町内に住所を有し、一時的に車いすが必要になる方(恒常的な利用はできません)で、希望する場合は申請書を提出してください。利用料は無料です。
詳しい内容については、お問い合わせください。

【問い合わせ先】

保健福祉課介護高齢係
(31)2512

平成20年度 保育料月額徴収基準表が変更になります

国から地方への税源移譲の実施に伴い、平成19年分所得税の税率等が変更されたため、保育料月額徴収基準表の一部を改正します。

内容は、各階層区分の保育料に変更はありませんが、第4～第7階層区分に該当する世帯の所得税額が変更になります。

【問い合わせ先】

町民課(とも係)内線47・74

保育料月額徴収基準表(改正後) ※太枠内が改正部分です。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額(月額)		
階層区分	定	義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)		円 0	円 0	
第2	1	非課税の母子世帯等	0	0	
	2	非課税の母子世帯等以外の世帯	(3,000) 6,000	(2,500) 5,000	
第3	1	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	(5,500) 11,000	(4,500) 9,000	
	2		(6,000) 12,000	(5,000) 10,000	
	3		(8,000) 16,000	(6,500) 13,000	
	4		(8,500) 17,000	(7,000) 14,000	
第4	1	23,000円未満	(11,500) 23,000	(9,500) 19,000	
	2		23,000円以上 40,000円未満	(15,000) 30,000	(12,000) 24,000
第5	1	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円以上 50,000円未満	(17,500) 35,000	(12,500) 25,000
	2		50,000円以上 70,000円未満	(19,000) 38,000	(13,000) 26,000
	3		70,000円以上 103,000円未満	(21,500) 43,000	(13,500) 27,000
第6	1	103,000円以上 153,000円未満	(24,000) 48,000	(14,000) 28,000	
	2		153,000円以上 413,000円未満	(26,500) 53,000	(14,500) 29,000
第7	413,000円以上		(27,500) 55,000	(15,000) 30,000	

()は半額の場合

同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している場合

階層区分	児童	徴収金の額
第2～第7階層に属する世帯	最年長児	徴収基準表に定める額
	次年長児	徴収基準表に定める額×1/2
	上記以外の児童	徴収基準表に定める額×1/10

**福祉医療費
受給者証の更新について**

福祉医療費受給者証が8月1日に更新となります。毎年、前年の所得や支給要件を確認し、引き続き該当となる方には7月下旬に新しい受給者証を郵送します。

小学校就学前のお子さま以外は、所得制限がありますので、該当されない場合があります。また、平成19年分所得を未申告の方への受給者証の交付は、所得の確認後となります。

福祉医療制度は、医療機関で負担した保険診療分の一部を助成する制度です。次の方が、対象となりますので、申請をされていない方は、手続きをお願いします。

- ・0歳～小学生6年生のお子さま
- ・身障手帳4級以上、療育手帳B1以上、精神保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方、精神障害で障害基礎年金を受給されている方
- ・母子家庭の母子、父子家庭の父子

※8月1日から、県内の障害者自立支援法対象施設に住所を移して入所・入院されている方は、入所・入院する前に居住していた市町村から福祉医療費受給者証の交付を受けることとなります。手続きは、入所・入院している施設等を通じて行ってください。

【問い合わせ先】
保健福祉課福祉係(32)05222

**平成20年度
浅籠水道企業団職員採用試験**

【試験区分並びに採用予定人員】
上級(行政)若干名

【受験資格】

- ・企業団組織市町(小諸市・佐久市・御代田町・軽井沢町)に住民登録を有し、修学、就職等のため他市町村に住む者で、家族が企業団組織市町に居住している者を含む(将来にわたって組織市町内に居住を定める予定者)。
- ・昭和60年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者で学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学の卒業者または、平成21年3月までに卒業する見込みの者。
- ・日本国籍を有する者
- ・地方公務員法第16条の規定に該当しない者

【第1次試験日時・場所】

9月21日(日)午前9時試験開始
浅籠水道企業団

【試験申込方法】

試験申込書、履歴書、成績証明書、健康診断書、住民票の謄本及び80円切手を添えて、平成20年7月22日(火)から平成20年8月20日(水)までに、浅籠水道企業団庶務課へ申し込みください。

【問い合わせ先】

浅籠水道企業団庶務課
0267(67)3512

**平成20年度
佐久水道企業団職員採用試験**

【試験区分並びに採用予定人員】
上級(行政・電気・機械)若干名

【受験資格】

- ・住民登録が企業団組織市町にしてあり(修学、就職等のため他市町村に住む者で、家族が企業団組織市町村に居住している者を含む)昭和58年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者のうち、4年生大学を卒業又は卒業見込みの者(卒業しなかった場合は採用となりません)。

【第1次試験日時・場所】

9月21日(日)佐久水道企業団

【試験申込方法】

試験申込書(企業団指定の様式)、履歴書(企業団指定の様式)、最終学校(卒業見込)の学業成績証明書、健康診断書及び住民票を添えて、平成20年7月28日(月)から平成20年8月15日(金)午後5時までに、佐久水道企業団総務課庶務係へ申込みください。

※この試験の実施にあたり提出していただいた個人情報、今回の採用試験のために必要な範囲でのみ利用します。

【問い合わせ先】

佐久水道企業団総務課庶務係
0267(62)1290

**ねんきん特別便
年金記録を確認してください**

年金に加入している方に、6月から「ねんきん特別便」を、緑色の封筒でお届けします。

対象は現役加入者の方で、6月から10月までの間に順次発送します。ご家族でも、一人一人届く時期は異なります。

届きましたら、年金記録に「もれ」「間違い」がないか確認をお願いします。確認は家族の方と一緒に過去の職歴について記憶をたどってみてください。

「もれ」「間違い」がある、なしどちらの場合も、必ずご回答ください。

【ねんきん特別便ダイヤル】

0570-0581555
受付
月～金曜日：午前9時～午後8時
第2土曜日：午前9時～午後5時
※IP電話・PHSからは
03-6700-1144にお電話ください。

※一般の年金相談は、ねんきんダイヤルまで。

0570-05-1165

【問い合わせ先】

保健福祉課健康推進係
(32)2554

あれこれ今日はどんな日?

- 森と湖に親しむ旬間(21日～31日)
- 国民安全の日(1日)
- 川の日(7日)
- 検疫記念日(14日)
- 勤労青少年の日(19日)
- 海の日(21日)